

2008年6月20日

重大案件に関する国選弁護報酬基準の改善について（要望）

日本弁護士連合会

日本司法支援センターの国選弁護人の事務に関する契約約款に基づく「報酬及び費用の算定基準」（以下「国選弁護報酬基準」という。）につき、以下の通り改善を求める。

はじめに

当連合会は、2007年8月に、国選弁護報酬基準の問題点と改善策について論じた「国選弁護報酬改善の基本方針」（以下「基本方針」という。）をとりまとめた。

2009年の被疑者国選弁護の拡大・裁判員裁判の実施を前に、刑事弁護の対応態勢の充実化と、その前提たる国選弁護報酬の抜本的見直しは必須の課題であり、基本方針においても、基礎報酬の大幅増額、費用の全額支給、成果加算項目の設定、特別案件や裁判員裁判における特別加算制度等、改善の必要性を訴えてきた。この間、日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）において、一部報酬基準の改正は実施されたものの、その内容はいまだ不十分と言わざるを得ない。

とりわけ、特別重大案件については、現行の国選弁護報酬基準では、要件が厳格であるため、該当する事案がごく一部に制限されることや、該当する事案であっても、加算額は通常報酬の50%にとどまり、労力に対して著しく低廉な報酬水準であることなど、問題が大きい。

特別重大案件については、要件を緩和し、対象範囲を拡大して、適正な報酬額に増額する必要がある。

今後の重大事件の扱い手の確保及び労力に見合った国選弁護報酬の実現という点から、特別重大案件等に関する国選弁護報酬基準の改正は喫緊の課題と言える。

そこで、上記基本方針の補完的提案として、以下、特別重大案件等に関する裁量的加算基準の在り方に関してより具体的な改善策を提案する次第である。

第1 特別重大案件

1 特別重大案件の対象と加算割合

（1）現行の法テラス基準

現状の国選弁護報酬基準における「特別重大案件加算」の対象と加算割合は下記の通りである。

重大案件加算

「(故意の犯罪 + 2名以上死亡) + 公判前整理手続」

通常報酬の50%の加算。

特別案件加算

「弁護人に対する暴行・脅迫等の事由で解任された事件」

通常報酬の50%加算。

現行の特別重大案件加算基準については、対象範囲はそのまま活かし、加算割合と報酬決定手続きについて、以下の通り改善すべきである。なお、上記基準の対象外となる事件については、別途、後述する加算基準を設けるべきである。

(2) 加算基準

加算割合を通常報酬の50%ないし200%の範囲内とすべきである。

(注) 但し、重大案件 の「(故意の犯罪 + 2名以上死亡) + 公判前整理手続」についての事件は、2009年5月以降裁判員裁判事件となるが、現在、裁判員裁判事件の報酬基準は別途検討中である。

2 弁護人選任手続

弁護士会が「特別案件名簿による推薦」を行い、あるいは、「弁護士会と裁判所との協議」により決定する。

3 報酬決定手続

(1) 法テラス地方事務所長が、地方諮問機関に意見を聴いて決定する。

(2) 通常報酬の50%ないし200%の範囲内で加算する。

(注) なお、どの程度の加算割合にするかの参考とするための弁護人からの申告を検討すべきであり、また、諮問機関の構成員については、当連合会・法テラスのほか、有識者等1名などが考えられるが、今後関係者間で協議して決定する。

第2 特別事情案件

1 特別事情案件の意義

前記第1の特別重大案件は、要件的にも外形的にごく限定されている。しかし、この要件を満たさない事件であっても、内容的に重大案件とほぼ同視できる事件や、弁護活動の負担が重い事件は存在する。これらを、現行の国選弁護報酬基準により算定することは、その労力と報酬のバランス等からみて著しく不均衡であり、事件の内容や弁護活動の労力負担に応じて、特別加算がなされて然るべきである。

そこで、以下の通り別途の基準と手続きを提案する。

2 特別事情案件の定義

(1) 事件の重大性による加算

通常の事件として国選弁護人に選任された後，追起訴により，事件処理に特段の労力を要した事件

(想定例)

- ・殺人事件で起訴されたが，その後殺人未遂，その他多数の傷害事件による追起訴がなされたというような場合
- ・強姦事件で起訴されたが，その後多数の傷害事件等で追起訴されたような場合

(2) 被疑者・被告人の特異性による加算

被疑者ないし被告人が，国選弁護人に対し，暴行，脅迫その他著しい精神的負担を負わせる行為を行った事件

(想定例)

- ・弁護人選任後，当該弁護人に暴行・脅迫その他過重な精神的負担を負わせるような行動がなされたが，当該弁護人が解任されることなく職務を全うした場合

(3) 弁護活動による加算

その他国選弁護人が特段の労力を費やした弁護活動を行った事件

(想定例)

科刑上一罪（観念的競合，牽連犯）となる行為のうち，一部の認定落ちに帰結した特段の負担等を伴う弁護活動

（例）住居侵入・窃盗のうち，窃盗の事実が認められなかったとき

（例）職務執行中の公務員に暴行を加え負傷させたとして起訴されたが，傷害の事実が認められなかった場合

公訴事実よりも法益侵害の程度・量が減少した結果を導いた特段の負担等を伴う弁護活動

（例）窃盗の被害額 5 個で 100 万円 1 個で 20 万円

（例）覚せい剤 100 グラム所持 10 グラム所持

その他特段の負担等を伴う弁護活動がなされた場合

（例）何十時間も当該弁護活動に要した事案

（例）消費者金融から借入をするために，他人に無断で養子縁組届用紙を偽造し，養子縁組した有印私文書偽造，行使，公正証書原本不実記載，行使の事案で，無断で養子縁組された被害者の協力を得て，協議離縁をして元の戸籍に戻した事案

（注）参考例ないし参考基準については，今後，当連合会および法テラス，最高裁判所との間で協議してさらに協議して決めていく必要がある。

また上記第2-2-(3)-ないしのようなケースについて、裁判所が求刑と宣告刑との比較なども行いながら該当性判断をするか否かなども、3者間で協議して決める必要がある。

3 該当性判断手続

弁護人が事件終了後に法テラスに申出て 法テラスから裁判所に意見照会し、法テラスが弁護人及び裁判所の意見を踏まえて決定する。

(注) 裁判所の該当性判断に関しては、該当性判断に限るか、報酬割合の意見判断も含むものとするか(例えば50%ないし100%，100%ないし150%，150%ないし200%)については、今後、法テラス、最高裁、日弁連の間で協議して決定する。

4 報酬決定手続

(1) 法テラス地方事務所長が、地方諮詢機関に意見を聴いて決定する。

(2) 事件の内容が重大案件に準ずる事案(前記(1)及び(2)の要件に該当する事案)については、通常報酬の50%ないし200%の範囲内、他の事案(前記(3)の要件に該当する事案)については、30%ないし100%の範囲内で、それぞれ加算するものとする。

(注) なお、どの程度の加算割合とすべきかの参考とするための弁護人からの申告を検討すべきであり、また諮詢機関の構成員については、当連合会・法テラスのほか、有識者等各1名などが考えられるが、今後関係者間で協議して決定する。

第3 超特別重大案件の報酬基準

オウム真理教事件など特別の大型の事件を想起した場合、弁護人に相当長期にわたり著しい経済的負担や精神的負担を与えることは必定であり(例えば相当に長い期間その事件の処理のみに集中しなければならない。),このようなケースは報酬基準の観点からしても、独立の範疇として把握する必要がある。

このように事案の重大性が特に著しい場合には、現行の特別重大案件加算基準(通常報酬の50%加算)はもとより、前記第1で提案した加算基準(通常報酬の50%ないし200%の範囲内の加算)でも国選弁護報酬基準としては到底事態を捉えたものとはなり得ない。従って、この種の事件が発生した場合に弁護人が払った非常なる労力や負担に見合うだけの報酬が支払われる仕組みや基準が別途実現されなければならない。

以上